

～土地活用 みんなで創る美しいまち～

10月は「土地月間」です。これにあわせ（社）島根県不動産鑑定士協会による土地の評価などについての無料相談会が開催されます。お気軽にお出かけ下さい。

	日 時	場 所
松江会場	平成19年10月3日（水） 10：00～15：00	島根県民会館 3階 310会議室
出雲会場	平成19年10月3日（水） 10：00～15：00	島根県出雲合同庁舎 2階 201会議室

（相談例）

- ・地価について
- ・土地のほか建物の評価、また地代・家賃・借地権といった土地建物に関わる権利の評価について
- ・売買・交換・賃貸にあたっての適正価格（賃料）の把握、競公買の売却価格の把握、担保価値の把握について など



『働く未来を考える』

平成19年10月1日 現在で

就業構造基本調査を実施します

調査の対象となった世帯には、統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

総務省・島根県・奥出雲町

地域社会に貢献する(社)雲南法人会の

平成19年度
税を考える週間協賛

文化講演会

講師

小山明子さん

演題

二人三脚で乗り越えた介護の日々



と き 11月10日（土）
（開場 午後1時 開演 午後2時）
開演30分前までにお越し下さい。

ところ 木次町 チェリヴァホール
入場無料

※整理券が必要です。◎先着450名様

ご来場の皆様に、税金まんが・粗品を進呈します！！
小・中学生の「税の作品展」をサン・チェリヴァ店内にて開催します。

整理券は雲南各商工会、JA雲南各支店で取り扱っています。
詳しいお問合せ先
社団法人雲南法人会 0854-45-2405(雲南市商工会内)



主催：社団法人雲南法人会

共催：雲南商工会・JA雲南

カルチャープラザ仁多図書室 新刊紹介

「ランナー」

あさの あつこ著

長距離走者として将来を嘱望された高校一年生の加納碧李は、複雑な境遇の妹の身を案じ、陸上部を退部することを決意した。だがそれは、たった一度レースに負けただけで走ることが恐怖となってしまった自分への言い訳だった一。

「世界を見る目が変わる50の事実」

ジェシカ・ウイリアムス著

肥満の3人に1人は発展途上国にいる、先進国の国民は年間7キロの食品添加物を食べる…。具体的な数字で世界のほんとうの姿を紹介し、事実を簡潔に解説することで、統計数字の背後に潜む物語を浮き彫りにする。

「おひとりさまの老後」

上野 千鶴子著

結婚してようがいまいが、だれでも最後はひとり。“ひとりで暮らす”ための準備をしよう！シングルが老後を元気に楽しむためのノウハウ本。住まいやお金への対策から、介護の受け方、最後の始末のつけ方まで紹介。

「かいけつゾロリたべるぜ！大ぐいせんしゅけん」

原 ゆたか作

1週間ろくなものも食べられず、ガリガリのやせっばっちで旅を続けていたゾロリたちが、テレビの大食い選手権に出場することになった。極太うどんにようかん、松阪牛ステーキ…。優勝は誰の手に？

（TRC MARCより記載）

10月の休館日

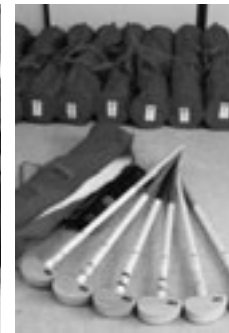
1日、8日、15日、22日、29日、31日

平成19年度 宝くじコミュニティ助成事業で八川本郷自治会に盆踊り備品及びグラウンドゴルフ備品を整備しました

八川地区の八川本郷自治会において、地元自治会の負担金と財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金を活用し、盆踊り備品とグラウンドゴルフ備品を整備しました。

この助成金は宝くじの収入を財源としており、地域コミュニティの健全な発展を図るためのものです。

今回の整備により、若者と高齢者の世代間交流が活性化され、地域コミュニティ活動が活発になることが期待されます。



※コミュニティ助成事業には次の事業があり、申請内容を県や財団法人自治総合センターが審査して事業決定されます。

- ①一般コミュニティ助成事業
- ②緑化推進コミュニティ助成事業
- ③自主防災組織育成助成事業
- ④コミュニティセンター助成事業
- ⑤青少年健全育成助成事業

内容等の問い合わせは、奥出雲町役場地域振興課まで
（電話54-2524 有線31-5264）

行政相談週間

10月15日～21日は「秋の行政相談週間」です。

皆さんは、毎日の暮らしの中で、道路、河川、農地、登記、福祉などの役所の仕事について「困っていることがある」「納得がいかない」「制度や手続きを知りたい」「どこに相談してよいか分からない」といったことはありませんか？

行政相談制度は、国や役所の仕事等について、苦情や要望を受け付け、公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。

奥出雲町では毎月2回、心配ごと相談に併せて行政相談委員が相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は固く守られます。また、相談日以外にも相談は随時受け付けていますので、どんな小さなことでもお気軽にご相談ください。

～奥出雲町の行政相談委員～

廣原恒義さん 竹崎1274 電話52-0807 有線20-0807

谷尻一徳さん 下阿井197-2 電話56-0501 有線62-0501

土地取引の届出制度について

国土利用計画法により、一定面積（※）以上の取引（売買、交換等）をした場合は契約後2週間以内に引きしした土地が所在する市役所または町村役場へ届出が必要です。

※町内の土地の売買で届出が必要な面積は次のとおりです。

区 域	対象自治会	面積要件
①市街化区域内の土地	六日市、大市、角	2,000㎡以上
②①を除く 都市計画区域内の土地	三成地区(上高尾、尾白、下高尾、宇根を除く)、堅田 横田地区(①記載自治会を除く)、八川本郷、 土橋、古市、川西	5,000㎡以上
③都市計画区域外の土地	上記以外すべて	10,000㎡以上

（お問い合わせ先） 役場企画財政課 電話 54-2522 有線 31-5245